

連結基礎概念の検討

——親会社概念と経済的単一体概念——

金 井 繁 雅

- (1) はじめに
- (2) 会計主体の概念
- (3) 会計主体と連結基礎概念
- (4) アメリカにおける連結基礎概念の重点移行
- (5) FASB の連結基礎概念
- (6) むすび

(1) はじめに

連結財務諸表は、一般に、支配従属関係にある親会社を頂点とする2つ以上の会社からなる企業集団の財務諸表であり、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績および現金収支の状態を総合的に報告するために作成される。それは、親会社が多くの子会社に支えられ、親会社の財政状態および経営成績は親会社の個別財務諸表だけでは十分に開示することができないため、その傘下の子会社の財務諸表を含めて総合的に把握するために作成される。

近年、企業の多角化や国際化の進展により、このような連結財務諸表による企業内容開示が重要性を増してきている。企業集団の場合、その企業集団を構成している個々の会社の個別財務諸表だけでは企業内容を十分に開示することは困難となったため、これらを結合して連結財務諸表を作成する必要性が益々生じたからである。このことは、1997年6月6日に大蔵省企業会計審議会より「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換が図られ、21世紀は連結情報中心の会計制度が構築されることになったことから明らかである。

本稿においては、一般に受け入れられた連結会計の理論の欠如が互いに矛盾し合う雑多なルールの混在を許してきているという観点から、古くから論じられている連結の基礎概念 (basic concept) を検討することの重要性を指摘するものである。この基礎概念は連結主体論として長年論争されてきたものであり、連結財務諸表は誰のために作成し報告するのかを考察するための基礎になるとともに、連結会計処理を規定していく上での根本的な考え方である。一般的には、この基礎概念は親会社概念と経済的単一体概念に大別されている。ここでは、とくに、アメリカにおいて展開されている連結基礎概念に焦点をおいて、個別会計で展開されてきた会計主体論との関係で考察することにする。

(2) 会計主体の概念

会計主体の概念規定については、今日、人によってそれぞれであり、会計行為の実践主体、会計的判断の主体、会計に対する実質的な支配者など、さまざまな受け取り方がなされている。しかし、一般的には、会計主体論という場合、どのような立場から企業の会計が行われているのかとか、いかなる立場を取ることによって企業会計上の解釈や処理や体系にどのような具体的な差異が生じてくるのかという点に関する議論として認識されているようである。会計主体論という問題をどのように考察するかによって、会計理論も大きく変容するわけであるので、これに関する議論は会計理論の基礎をなすものとして極めて重要な意味を持っている⁽¹⁾。

従来から議論されている個別会計領域での伝統的な会計主体に関する論争の焦点は、(1)企業会計上、企業をどのようにみるかという「企業観」と(2)この企業観に基づいて会計的判断の最終的な拠り所をどこに求めるかという「企業会計の指導原理」の探求にあるといわれているように、会計主体論争は会計的判断の主体あるいは拠り所をだれに求めるかを巡って展開されてきたように思われる。

通常、会計主体論は、資本主理論(Proprietary Theory)と企業主体理論(Entity Theory)とに大別される。資本主理論では、資本主と企業とが法律上不可分の関係にあるという認識に基づいて、会計の主体は資本主に求められる。つまり、企業は資本主の所有に属するという点を強調し、資本主を企業会計の中心に位置づけ、会計上の概念や手続きをすべてこの資本主の持分(Equity)に関連させ、資産はすべて資本主の財産とし、負債もすべて資本主の債務とし、両者の差額は資本主に帰属する正味財産であるとする。すなわち、2つの時点における正味財産の差額は資本主に帰属する損益の額を示すものと考えられるのであるから、この立場を前提とする限り、会計記録および財務諸表は、資産と負債の差額として示される資本主に帰属する純財産における変動を測定することを目標とするものである。そこでは、資本主の持分とそうでない債務とが明確に峻別され、資本主の持分が会計測定軸になっている。簿記理論の場合のように、負債と資本との間に一線を画し、資産－負債＝資本という資本等式が採られる場合には、この資本主理論的な思考がその根底に存在している。

企業会計に対する関心が個人ないしは少数のグループの範囲から、一般投資家のみならず、その他従業員、消費者等へと拡大されるにつれて、企業会計の会計主体が、所有主の立場のみを固執し得ずに、より広い利害関係者集団の立場の尊重へと転換しなければならないということが、一般にいわれてきている⁽³⁾。いわゆる資本主理論から企業主体理論への転換という傾向が見られる。

資本主理論は個人企業や組合企業等のように資本主と企業とが直接的かつ密接に結びついている場合には妥当し得るものと考えられるが、株式会社の会計、とくに株式の分散が高度に進行している公開会社の会計を対象とする場合には、疑問が投げかけられている。その理由は、今日の株式会社企業においては、①所有と経営が分離したために、企業はその所有主とは別個の存在となってきたこと、②企業がそれ自体の法人格(legal entity)をもってきているこ

と、さらに、③企業規模やその活動領域の拡張によるその公共的な性格の増大に伴い、企業はその利害関係者として、単に資本主のみでなく、債権者、従業員、国家、消費者なども含めなければならない⁽⁴⁾ことなどである。

そこで、この資本主理論の欠点を補うとともに、近代的な内容を包含する代理人理論(Agency Theory)が提唱された。この代理人理論は、企業を所有主の代理機関とみなす考え方であって、企業体を構成する資本主は、企業活動を行う場合、それぞれの個人の名義をもって行うものではなく、企業体の名において行うものである。この場合、企業体が資本主の行う取引活動を、これに代理して企業体の名において行うものとみなし、企業体を資本主の代理人として把握することになる。この理論においては、企業が資本主あるいは株主と別個の人格であることを事実として認めるにしても、企業は株主集団の資本の運用のための代理機関として機能する1つの組織にすぎず、この企業において責任と権限を有するものは、やはり株主にほかならないという点を重視している。企業が所有主の集合体であるか、あるいはその代理機関であるかは、会計的見地からいえば、それほど大きな差異を生じない。両者はいずれも所有主の支配的性格を強調する点において、共通の性格を持つものである⁽⁵⁾といわれているように、広い意味で資本主理論という場合、この代理人理論も資本主理論の系列に属すると考えられる。ただ、資本主理論では、どちらかといえば財産計算がその中心課題となり、損益計算も純財産増加法的な色彩が強い⁽⁶⁾のに対して、代理人理論においては、損益計算は株主が提供し、かつ返却すべき貨幣を中心とするため、取得原価主義がその特徴となる。

確かに、代理人理論は資本主理論を近代化したという面はあるものの、企業がさらに大規模化し高度化すれば、所有と経営の分離の傾向は顕著となり、現実には、企業のもつ株主集団だけに対する代理機関的性格は稀薄なものとなり、企業主体理論が前面に登場してきたといえる。

企業主体理論では、企業はそれ自体の權益を有し、すべての利害関係者から分離独立した存在とみなされ、会計記録および財務諸表は、企業そのもののために作成され⁽⁷⁾と考えるものである。ここでは、資本主理論の場合のように、資本主と企業を一体として考えるのではなく、資本主とは別個の存在である企業それ自体こそが企業会計の主体であり、資産は企業の財産であり、負債も資産から控除されるべきものというよりはむしろ企業の資本源泉の一部であるとみなされる。つまり、そこでは、企業それ自体の立場を認めるわけであるから、企業主と債権者、資本と負債とは同一のカテゴリーに属するもの⁽⁸⁾と考える。かつて、この企業主体理論を強く主張したペイトン＝リトルトン(W.A.Paton & A.C.Littleton)も、基礎的諸概念としてビジネス・エンティティを掲げ、「企業は一般に実体、すなわち基金を提供している当事者から別個の、これと区別せられた、それ自体独立した1つの制度であると考えられている。そして企業の会計諸記録や計算諸表がその所有主、社員(partners)、出資者またはその他の関係者もしくは諸グループのものでなく、その企業実体の会計諸記録および計算諸表であることはほぼ自明のこととなっている。」と述べている。このような観点に立てば、企業を個々の投資家の集合体にすぎないとみなす場合、企業利益は当然に投資家たちに帰属することになるが、企業主

体理論においては、企業利益が現実に株主に配当されるまでは、これを企業それ自体の利益であるとみなすことになる。

会計主体論には、その他に、企業のもつ社会的な制度としての性格を重視する企業体理論 (Enterprise Theory) や単独の人格観に立脚することなく、企業を資金の集合体とみる資金理論 (Fund Theory) が主張されているが、連結会計における基礎概念である親会社概念および経済的単一体概念を考察する場合、前述の資本主理論と企業主体理論が重要な関連を有するものと推察されるのである。

(3) 会計主体と連結基礎概念

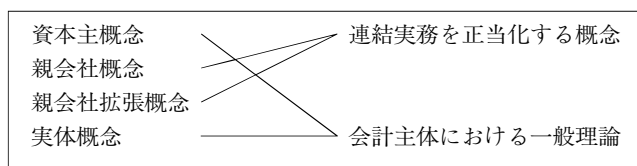
連結財務諸表は、いかなる目的のもとに作成されるのかという問題に対しては、連結財務諸表は何を明らかにするために、また誰のために作成されるのかという問いに答えなければならない。つまり、連結財務諸表が作成される基盤としての企業集団の認識に基づき、そこで作成される連結財務諸表によって何を表示しようとするのかという問題である。わが国の「連結財務諸表原則」では、「連結財務諸表は、支配従属関係にある二以上の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む）からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。」（「原則」第一）と述べているように、連結財務諸表は、企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告することを目的にしていることは明らかである。また、誰のために作成されるのかという問題は、連結という会計行為を行うに当たっての判断主体は誰かということである。これは連結会計における会計主体の認識の問題である。わが国の場合、連結財務諸表制度は証券取引法に基づく企業内容開示制度として導入されたものである以上、証券取引法の目的である投資家保護に資するものでなければならない。したがって、連結財務諸表は投資者（すなわち親会社の株主）のために作成するものであることは明らかである。つまり、連結財務諸表が親会社株主にとって投資情報として十分な役立ちを持つとき、連結財務諸表の有用性が認められることになる。⁽⁷⁾

このように、連結財務諸表はどのような観点に基づいて作成されるかによって、連結財務諸表によって表示される財政状態および経営成績の意味内容が相違してくることになる。

従来、個別会計における会計主体論として、資本主理論と企業主体理論が確立された一般理論として展開されてきたわけであるが、このような考え方を連結会計に適用することにより、連結財務諸表の理論的基礎を構築しようとする試みがいくつかなされている。これが連結会計における資本主概念と実体概念である。⁽⁸⁾

⁽⁹⁾ Baxter and Spinney に従えば、連結会計の基礎概念として、①資本主概念 (proprietary concept)、②親会社概念 (parent company concept)、③親会社拡張概念 (parent company extension concept)、および④実体概念 (entity concept) の4つを挙げ、分析を試みている。この場合、親会社概念と親会社拡張概念は、個別会計における会計主体論とは関係なく、現行の連結慣行を説明し、正当化するための基礎理論として展開されたものであり、資本主概念と

実体概念を両極とすれば、親会社概念はその両者の中間に位置づけられ、親会社拡張概念は親会社概念と実体概念の中間概念であるという指摘がなされている。⁽¹⁰⁾



個別会計における資本主理論を連結会計領域に導入し、連結財務諸表の構造を理論的に基礎づけようとするものが資本主概念である。資本主概念においては、企業の所有者が最も重要視されている。ここでは、所有者が企業の資産を所有し、企業の負債は所有者の債務であり、企業が獲得した純利益は直接に所有者に属するものと考えられている。資本主理論を連結会計に適用する場合、子会社の識別可能な資産および負債の公正価値 (fair value) に対する親会社の比例的持分だけが報告されることになる。したがって、資本連結において生じる投資消去差額つまり連結暖簾は子会社に対する投資の取得原価と子会社の識別可能な純資産の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額として測定される。また、少数株主持分は、所有主持分の一部ではないので、連結財務諸表には表示されない。このような連結会計主体観に立てば、連結財務諸表は比例連結によって作成されることになる。

親会社概念は、資本主理論を実践的に展開したものであり、そこでは、親会社が子会社の資産を所有し、その負債を負っているのではなく、子会社の純資産に対する分割できない持分⁽¹¹⁾ (undivided interest) をもっているものと考えられている。親会社概念では資本主概念と異なり、少数株主持分が連結財務諸表に表示されることになる。ここでは、連結財務諸表は基本的には親会社株主のために作成される。つまり、連結財務諸表は親会社の子会社に対する投資を、子会社の資産および負債に関する項目に置き換え、子会社に対する投資から獲得される親会社の利益を、子会社の収益および費用に関する項目に置き換えることによって、親会社の全体像について一層明確に説明しようとしたものである。したがって、親会社の株主持分が連結実体の株主持分と等しくなり、少数株主持分は所有主持分とはみなされない。その意味で、親会社株主持分と少数株主持分に関しては、異なった連結会計処理がなされる。

親会社拡張概念は、親会社概念における前提を拡張してとらえており、連結資産、連結負債および少数株主持分の測定について変更を行ったものである。したがって、親会社概念と同様に、連結財務諸表は親会社株主に役立つものと考えられ、親会社の株主持分が連結実体の株主持分となり、少数株主持分は所有主持分とはならない。また、資産および負債の評価、少数株主持分の測定、および連結会社間損益の消去という領域では、親会社概念とは異なった連結会計処理がなされている。すなわち、親会社が子会社の所有権の一部を取得したか、あるいは全部を取得したかにかかわらず、子会社の識別可能な資産および負債は連結財務諸表において

その公正価値によって記録されることになる。

次に、実体概念に関しては、どのような内容かを検討する必要がある。実体概念の提唱者とされる Moonitz は、連結実務にみられる混乱は、連結の目的が明確に認識されていないために生じていると述べている。⁽¹²⁾そこで、Moonitz は、連結の目的は主として親会社株主に対して、法的な境界を越えて経済的に結合されている企業から構成される企業集団の経営状況を明かにすることであるとし、この目的で作成される連結財務諸表の役立ちやルールについて考察している。⁽¹³⁾

実体概念については、個別会計における企業主体理論を連結会計に導入したものと解することができる。ここでは、企業それ自体が利害の中心にあり、企業の資産および負債は企業自身の資産であり債務であり、その利益は企業自身の所有に属する。したがって、連結財務諸表は単一体として事業活動を行っている法的実体の集合体についての情報を提供するものである。つまり、企業集団を構成するさまざまな実体の資産、負債、収益、費用、利益が連結実体の資産、負債、収益、費用、利益となる。また、親会社持分と少数株主持分は同列に扱われ、連結財務諸表においてともに資本の部に表示される。それは少数株主持分に関しても、親会社持分と同様に連結実体の所有主持分を構成するからである。親会社株主持分と少数株主持分に関しては、同様の連結会計処理がなされる。また、子会社取得に際して子会社の資産、負債は全面的に時価で評価替えされるとともに、親会社拡張概念のもとで少数株主について認識されなかった暖簾を少数株主についても認識し、子会社取得における暖簾を全面認識する。すなわち、資産、負債を全面的に時価評価し、暖簾を全額計上するものである。

上記の4つの連結基礎概念のうち、資本主概念、親会社概念および親会社拡張概念は、企業集団を親会社の延長ないし拡大としてみる考え方であり、実体概念は企業集団を複数の企業からなる1つの組織体としてみる考え方である。等しく企業集団を親会社の延長と考えても、連結会計の内容は同一ではない。⁽¹⁴⁾表1は、Baxter and Spinney による4つの連結基礎概念に基づく連結財務諸表の基本的な作成手続きの比較である。

表 1

問 題 領 域	資 本 主 概 念	親 会 社 概 念	親会社拡張概念	実 体 概 念
1. 子会社の有形資産、識別可能な無形資産、および負債	公正価値のうち、取得会社の比例持分のみ連結	帳簿価額と公正価値との差額（評価差額）のうち親会社の比例持分のみを計上	公正価値の100%を報告。公正価値は親会社持分と少数株主持分の間で比例配分	親会社拡張概念に同じ
子会社の暖簾	親会社の比例持分のみ計上	資本主概念に同じ（少数株主持分について認識しない）	親会社概念に同じ	暖簾の100%計上。暖簾は親会社持分と少数株主持分の間で比例配分

2. 未実現損益の 消去 子会社が売手 会社の場合	親会社の比例持分 部分を消去	資本主概念に同じ	親会社持分と少数 株主持分の間で、 比例的に配分して 消去	親会社拡張概念に 同じ
親会社が売手会 社の場合	親会社の比例持分 部分を消去	資本主概念に同じ	親会社について 100%消去	親会社拡張概念に 同じ
3. 取得時におけ る子会社の少数 株主持分	—	子会社の帳簿価額 の比例持分	子会社の識別可能 純資産の公正価値 のうちの比例持分	子会社の純資産の 公正価値のうちの 比例持分（暖廉を 含む）
取得以後の少数 株主持分	—	上記額＋子会社の 純利益に対する持 分（子会社の現在 の帳簿価額の比例 持分に等しい）	上記額＋子会社の 識別可能純資産の 公正価値と未実現 損益の影響で修正 された子会社純利 益に対する持分	上記額＋子会社の 純資産の公正価値 と未実現損益の影 響で修正された子 会社純利益に対す る持分
4. 子会社利益に 対する少数株主 持分の開示	—	連結損益計算書の 区分表示	親会社概念に同じ	連結利益剰余金計 算書に表示
5. 子会社の資 産・負債に対す る少数株主持分 の開示	—	負債	負債と株主持分 （資本）の間	株主持分（資本） の一部

(Baxter and Spinney, pp.33-35)

（４） アメリカにおける連結基礎概念の重点移行

従来、連結会計の領域においては、連結の範囲、連結調整勘定、少数株主持分、資本連結、未実現内部損益などの問題を巡って、多くの議論が展開されてきた。これらの問題の解釈や処理の仕方は論者によってまちまちである。このような相違は、論者が連結会計のどのような立場に立っているか、すなわち論者の連結主体観によることが多い。前述したように、旧来から連結主体観（連結基礎概念）の問題は、資本主概念と企業実体概念という相対立したアプローチから考えられてきた。このことは、アメリカにおいても同様である。つまり、連結会計の手続上の諸問題を概観しても、連結基礎概念との一貫性を持たないものが存在してきた。例えば、アメリカ会計学会（AAA）やアメリカ公認会計士協会（AICPA）は連結調整勘定などについて資本主概念的な処理をとりながら、未実現内部損益については企業実体概念的な処理をとっている。⁽¹⁵⁾ このことは、現在、資本主概念から企業実体概念への重点移行という傾向がみられるものの、資本主概念対企業実体概念という連結基礎概念だけでは理解できないという側面を有していることを示している。

アメリカにおける従来の連結会計に関する文献や実務は、親会社株主の立場を重視する資本

主概念的色彩が強かったようであるが、企業実体概念に次第に力点がおかれてきている。個別企業の基礎となるエンティティは擬制であるが、その主体である会社自体は法律上の人格を付与され、具体的に権利・義務を行使している。しかし、共通的支配が存在しているとはいえ、集団の名のもとに権利・義務を行使することはない。つまり、連結財務諸表の基礎となるエンティティの主体には、法律上の人格が与えられていない。当初、アメリカの司法当局は、集団を形成する会社全体を単一エンティティとして承認することに積極的ではなかった。しかしながら、連邦所得税法や SEC のレギュレーション S-X などの法規が連結財務諸表を認めるようになってからは、その範囲内で裁判所もこれを承認する判決を下すようになった。

しかし、連結財務諸表を裁判所が認めることは、企業集団を構成する各会社が、自らの法的エンティティから脱却して、統合された経済的エンティティに融合することを正当視するものではなく、法的エンティティたる性格を失うべきでない、ある事件に対する最高裁判所の判決が示しているように、司法当局による経済的実体概念の承認は単純なものでない。それは、単に、内国歳入法 (Internal Revenue Code) が連結財務諸表を認めているので、租税負担の公平性という租税原則の立場から、裁判所はそれを受け入れているにすぎないと強調している。また、別の事件において、個々の会社にエンティティの存在を認めるには、そのエンティティに帳簿が設定されていなければならないが、経済的実体には帳簿が設定されておらず、連結財務諸表は各法的実体の財務諸表を統合したにすぎないという観点から、各会社は別々の帳簿を持つ別個の実体であり、子会社の利益は、子会社が現実に配当宣言するまでは、親会社株主の利益になり得ないという判決を下している⁽¹⁶⁾。

個別企業の財務諸表は、法律上の人格を有するエンティティに支えられており、その実在性を疑う余地はないが、連結財務諸表を支えている経済的実体は、法的実体ほど実在性をもたない、いわばフィクションであり、その上にたつ連結財務諸表も仮想の産物であるにもかかわらず、それを法的実体の財務諸表と同様に事実と思い誤ることは適当でないと批判する立場をとっている⁽¹⁷⁾。

つまり、Moonitz も「従来の伝統的な考え方や行動の様式に変化が起こってきた場合、あたりまえのことかもしれないが、裁判所や立法府はこの変化を認めるにさいして実業家や会計人よりもずっと慎重である。動態的な社会であるかぎり、そこに変化が起こった時点そのものと、判例法ならびに制定法にこの変化した事態の本質が表現される時点との間に、時間的ズレの生じることは避けられない宿命である。」と述べているように、経済的実体概念が広く一般に浸透するまでには、かなりの時間を必要とした⁽¹⁸⁾。

その後のアメリカにおける連結会計基準の展開においては、連結基礎概念を直接的に検討したものはないが、その主要な展開を概観すると次のようになる。1956年のアメリカ会計士協会 (AIA) が行った連結財務諸表の調査結果により、連結財務諸表の会計処理に関する問題点が明らかとなったことを受けて、1959年8月に ARB 第51号「連結財務諸表」が公表された。ARB 第51号はアメリカの連結会計基準の出発点ともいえるべきものであり、アメリカ連結会計基準は

ARB 第51号を中心として発展してきたといえる。また、ARB 第51号では、非連結子会社株式の評価方法として持分法が好ましい方法とされたが、実際の会計処理に関しては問題があったため、1971年3月に APB 意見書第18号「普通株式への投資に対する持分法会計」が公表された。そこでは、国内国外を問わず、すべての非連結子会社、会社型ジョイント・ベンチャーおよび関連会社の普通株式に対する投資に持分法を適用することが要求された。

ARB 第51号においては、異業種子会社を連結範囲から除外することにより、巨額の負債を連結貸借対照表に計上しないことが可能であった。異業種を理由に連結範囲から除外する傾向が広まったことに対して、AICPA は1978年に論点提示書「連結財務諸表における金融子会社の報告」を発表し、ARB 第51号で連結財務諸表から金融子会社の除外を認めていることを再検討すべきであるという問題提起を行った。これを受けて、FASB は、AICPA から連結会計基準の見直し作業を継承し、1987年10月に FASB 基準書第94号「すべての過半数所有子会社の連結」を公表した。⁽¹⁹⁾ FASB 基準書第94号では、過半数所有子会社が連結されなければならないという原則に対する3つの例外を削除した。すなわち、異質の営業活動、相対的に大きい少数株主持分およびその他の制約的な方針による例外である。また、94号は、支配が一時的または支配力を有しないため連結の対象とならない子会社については、持分法適用の対象から除外しなければならないとする規定を設け、また、APB 意見書第18号の持分法適用の対象から非連結子会社を削除した。

いずれにしても、先程触れたように、アメリカにおいては、資本主概念の背後に法的実体観、企業実体概念の背後に経済的実体観が存在していたことは明かである。そして、資本主概念と企業実体概念との対立として、解釈できない矛盾した手続が文献上見られ、また実践されてきた。アメリカの連結会計実務も資本主概念的なものが中心であった。例えば、連結範囲の決定上持株基準が重視されたこと、連結調整勘定に少数株主持分相当分を認めないこと、株主持分から少数株主持分を除外することなどにあらわれている。しかし同時に、企業実体概念的な会計手続もみられる。それらは、子会社が親会社に資産を売却した場合に生じた未実現内部損益を全額消去すること、子会社が所有している親会社株式を自己株式とみなすことなどにあらわれている。このように、どちらか一方の概念だけで説明できない手続が混在しているわけであるが、前述したように、その重点は、資本主概念から企業実体概念へ移行しているものと思われる。

アメリカにおいては、経済的実質を優先する思想が、連結会計に限らず、種々の領域においてみられ、会計実務の高度な実践性は、個別の法的実体の集合体を、単一の活動単位(operating unit)として法的承認を得るのに大きな働きを示してきた。

(5) FASBの連結基礎概念

アメリカ連結会計基準の展開において、連結基礎概念との関連で、極めて重要な考え方が示されている。つまり、アメリカの財務会計基準審議会(FASB)は、1991年9月に、連結方針と

手続に関する討議資料 (DM) を発表し、その中で連結財務諸表の基礎概念について、3つの連結基礎概念⁽²⁰⁾を検討している。つまり、①経済的単一体概念 (economic unit concept)、②親会社概念 (parent company concept) および③比例連結概念 (proportionate consolidation concept)⁽²¹⁾である。各概念と個別的な連結会計処理との関係については、Baxter and Spinneyの基礎概念とほぼ同様である。つまり、経済的単一体概念は実体概念とほぼ同じであり、親会社概念は同じく親会社概念に、また比例連結概念は資本主概念に対応しているものといえる。

ただ、この討議資料は、どれか1つの連結基礎概念に統一しようという試みはなく、経済的単一体概念と親会社概念の両方の特徴を採用して混合した連結財務諸表の概念を導くことができているとしている。

まず、経済的単一体概念は単一の経営者による全体の支配を強調しており、その結果、連結財務諸表は1グループの実体についての情報を提供するものであるとしている。経済的単一体概念においては、報告実体は2つ以上の法的実体、すなわち親会社とその子会社からなる企業集団としての営利企業であり、連結財務諸表は経済的単一体としての企業集団の財務諸表であり、親会社個別財務諸表の代わりをなすものではない。したがって、ここでの連結財務諸表は、親会社とその子会社からなる企業集団全体の資産、負債、持分、収益および費用を集計したものであり、資本および純利益⁽²²⁾については支配持分と非支配持分とに分けられる。

親会社概念は親会社の株主持分を強調している。その結果、連結財務諸表は、親会社それ自体の株主持分に子会社純資産に対する未分配の親会社持分を加えたものを表す。親会社概念においては、報告実体は親会社および親会社の子会社の純資産に対する親会社株主の未分配の持分であり、連結財務諸表は親会社の株主持分についての財務諸表である。つまり、連結財務諸表は投資勘定を子会社の資産・負債に置き換える形で拡張された親会社の財務諸表であり、親会社個別財務諸表の代わりをなすものである。そこでは、親会社株主持分が連結資本であり、非支配持分はそれに含まれないことになる。

比例連結概念においては、子会社の資産、負債、収益、費用、利益および損失のうち、親会社の持株比率に見合う部分だけが連結財務諸表に含まれる。したがって、比例連結のもとで、連結財務諸表が提供する情報には、親会社自体の資産、負債、収益、費用等に、子会社のそれぞれの項目のうち親会社の持株比率に見合う部分が追加され、資本および純利益⁽²³⁾については親会社概念と同じく親会社株主持分のみとなり、少数株主持分は認識されないことになる。また、ここでは親会社概念と同様、親会社の株主持分に注目するものの、親子会社の財務諸表を合算・修正するという意味での連結会計とは異なることから、拡張された持分法であるという見解も述べられている。

表2はDMに示された3つの基礎概念と処理・表示との関係である。⁽²⁴⁾

表 2

〈処理・表示〉	経済的単一体概念	親会社概念	比例連結概念
・連結の範囲	支配力基準	過半数持株基準	過半数持株基準
・投資消去差額	簿価と公正価額との差額の全額を識別可能な資産・負債に割り当てる。	簿価と公正価額との差額のうち、親会社持株相当額を識別可能な資産・負債に割り当てる。	簿価と公正価額との差額のうち、親会社持株相当額を識別可能な資産・負債に割り当てる。
・営業権	全株取得した時の投資原価から、識別可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額	実際の投資原価から、識別可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額	実際の投資原価から、識別可能な資産・負債割当額を差し引いた後の借方額
・少数株主持分 (非支配持分)	認識し、連結実体の持分の1つとして測定する。 B/S：資本の部 P/L：純利益の内訳科目	認識し、子会社簿価に基づき測定する。 B/S：負債の部と資本の部の中間 P/L：純利益の控除項目	認識しない。
・連結会社間取引	全額相殺消去	全額相殺消去 親会社持分相当額相殺消去	親会社持分相当額相殺消去
・未実現損益	全額消去親会社負担 (ダウン・ストリーム) 全額消去持分比率負担 (アップ・ストリーム)	親会社持分相当額消去	親会社持分相当額消去

連結基礎概念のどれに依拠するかにより、連結財務諸表が親会社財務諸表の拡張か、あるいは独立した単一体の財務諸表かという連結財務諸表の本質や報告目的が異なる。さらに少数株主持分の表示のほか、会社間取引の消去方法、識別可能な資産・負債の表示、正と負の暖簾の処理など会計処理が異なる。例えば、未実現利益の消去方法は、経済的単一体概念のもとでは、会社間取引は完全な内部振替とみなされ、ダウン・ストリームの場合には全額消去・親会社全額負担方式、アップ・ストリームの場合には全額消去・持分負担方式で排除される。一方、親会社概念のもとでは、会社間取引は一部は連結の際に消去されるべき内部振替とみなされ、一部は親会社と子会社との交換取引とみなされる。また、比例連結概念のもとでは、親会社持分に相当する金額だけが親会社負担で消去される。

理論的基盤としての連結基礎概念が、どのように会計基準や実務に適用されるかということは、かなり難解な問題である。つまり、理論を具体的なケースに適用することの困難性は古くから指摘されてきた。⁽²⁵⁾ 連結会計は理論よりも実務・慣習から生成した傾向が強く、連結会計理論から推論される理解と実際の制度・実務とが合致しないことが存在している。しかも、日本、アメリカならびに国際会計基準 (IAS) とともに連結基礎概念が一致しているわけではない。表 3

は、日本（従来の連結財務諸表原則）、米国（SFAS94, ARB51）および国際会計基準（IAS21）が、連結会計の主な手続に関して、いかなる連結基礎概念に依拠しているかをまとめたものである。

表 3

	日本	米国	IASC
連結の条件	○	○	●
連結 B/S の少数株主持分の分類	○	●○	○
連結 P/L の少数株主持分の分類	○	○	○
会社間取引の消去方法	●○	●○	●○
未実現利益の消去方法	●○	●	●
子会社の識別可能な資産・負債の連結上の処理	○	●○	●○
●……経済的単一体概念 ○……親会社概念			
(連結財務情報開示制度研究懇談会報告 [1993] p.31 より一部修正の上抜粋) ⁽²⁶⁾			

(6) むすび

連結基礎概念を検討する場合、上記の FASB の討議資料は、Baxter and Spinney とともに、大きな示唆を与えてくれる。また、この討議資料と関連して、FASB は、1995年 9 月に連結財務諸表に関する公開草案（ED）を公表している⁽²⁷⁾。この公開草案は現行の連結会計基準である ARB No.51 や FAS No.94 等にとって代わる基準書として公開草案の形で公表された。

連結基礎概念について、公開草案は討議資料での 3 つの基礎概念のうち親会社概念と比例連結概念を捨て去り、経済的単一体概念を採用する立場をとっている。比例連結概念は連結財務諸表における子会社の資産、負債、収益、費用、利得、損失のうち親会社の所有持分のみを含む。しかし、支配している企業は支配されている企業の資産の各別の単なる部分ではなく、その資産の使用と使用の指示をする力を有する。したがって、比例連結のように連結財務諸表から子会社の資産の一部分を削ることは表現的に忠実ではないとしている。

親会社概念においては、ある会社によって所有された会社の資産と負債のうち、支配持分については再評価され、それ以外は再評価されない。その結果、原価と時価の結合となる。つまり、親会社概念のもとでは取得原価と時価の混合となっていることを指摘している。親会社の子会社支配は、子会社の個々の資産と負債のうち親会社持分に基礎づけられたものだけでなく、子会社の個々の資産と負債のすべてに対して行うべきものである。その結果として、支配が獲得された日での公正価値に等しい金額が各々の資産と負債に割り当てられるべきであるとしている。この場合、親会社支配は子会社の個々の資産や負債のすべてに対して、受託責任をもつという点から、親会社概念を却下するとしている⁽²⁸⁾。

連結基礎概念の検討に当たって、その背後にある個別会計における会計主体論との関連性に焦点を当て、基礎概念の展開をみてきた。個別会計における会計主体論が資本主理論から企業

主体理論にその重点を移行してきたのと同様に、連結会計においても、親会社概念から経済的単一体概念へ移行してきている。しかし、前述したように、連結財務諸表は実務が先行して展開されてきたという経緯を考えれば、ある1つの基礎概念で統一することはかなりの困難を伴うものである。つまり、連結基礎概念に基づいて展開される会計処理を検討すると、現在の連結会計基準および会計実務が特定の連結基礎概念から演繹される会計処理と必ずしも首尾一貫するものでないことが明かであるからである。一方、もし、連結会計基準が1つの連結基礎概念に基づいて設定されることができれば、連結会計基準の論理的整合性が高まることも事実である。FASBの公開草案では、経済的単一体概念のみで連結会計基準を再構成しようとしている。

連結財務諸表の利用者は、親会社以外に広範に存在しており、情報利用者のニーズも拡大している。企業集団全体の経済的実態を最も適切に示す連結財務諸表を作成するには、連結基礎概念として経済的単一体概念に基づいて、連結会計基準を設定する必要があるだろう。

(注)

(1) 会計主体論については、次の文献に詳説されている。

新井清光「会計準論（増補版）」中央経済社，1978，208-220頁

(2) 新井清光「会計主体論争」飯野利夫，山榊忠恕（編）「会計学基礎講座－1 企業会計原理」有斐閣，1963，226頁

(3) 中央大学会計学研究室編「会計原則の現代的課題」中央経済社，1974，83頁

(4) 新井清光「前掲書」1963，229頁

(5) 阪本安一「近代会計と企業体理論」森山書店，1966，87頁

(6) Paton. W. A. and Littleton. A. C., *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940, p.7, 中島省吾訳「会社会計基準序説（改訳版）」森山書店，1958，12-13頁

(7) 武田隆二「親会社概念と実体概念」産業経理 Vol.36, No.6, 1976，53-54頁

(8) 資本主理論と実体理論が連結財務諸表にどのような関連を持っているかを理論的に検討した文献に次のものがある。

白井佐敏「資本主理論と実体理論－財務諸表連結の論理に関連して－」経営研究，96号，1968，1-30頁

(9) Baxter G. C. and J. C. Spinney, A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory, *C A Magazine*, Jan., 1975, pp.31-36

(10) 武田隆二「前掲論文」1976，55頁

(11) 親会社概念を，単に親会社の立場とか，所有主の立場という抽象的な概念ではなく，親会社株主の持分額を適正に計算する立場と解する論者もいる。

稲垣富士男「Parent Company Concept による連結会計の見直し」青山経営論集，11巻2号，1976，11頁

(12) 白鳥庄之助「連結財務諸表研究の視点」千葉商大論叢，2号，1964

(13) Moonitz, M., *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, Inc., 1951

白鳥庄之助訳「ムーニッツ連結財務諸表論」同文館，1964，第2章

(14) 武田安弘「連結財務諸表要説」税務経理協会，1998，16頁

- (15) 大雄令純「連結主体観に関する一考察ーアメリカ連結会計理解のためにー」アカデミア, 1969, 2月, 1頁
 AAA, *Committee on Concepts and Standards, Consolidated Financial Statements*, Supplementary Statements, No.7, 1954
 AICPA, *Consolidated Financial Statements*, Accounting Research Bulletin, No.51, 1959
- (16) Simon, S. I., Consolidated Statements and the Law, *Accounting Review*, Oct., 1953, pp.506-509
- (17) 稲垣富士男「連結財務諸表論」中央経済社, 1967, 31頁
- (18) 白鳥庄之助「前掲書」同文館, 1964, 11頁
- (19) FASB 第94号の詳しい分析については, 次の文献を参照。
 山地範明「連結会計の生成と発展」中央経済社, 1997, 79-88頁
- (20) Financial Accounting Standards Board, *Discussion Memorandum : Consolidation Policy and Procedures*, FASB, 1991
- (21) 3つの基礎概念についての論評は下記の文献を参照。
 Pacter P., Revising GAAP for Consolidation: Joint the Debate, *The CPA Journal*, July, 1992, pp.38-47
 Bossio R. J. and G. Dion, Revising Consolidated Financial Statements, *The CPA Journal*, Feb., 1995, pp.46-49
- (22) 討議資料 (DM) では親会社株主持分を支配持分 (controlling interest), 少数株主持分を非支配持分 (noncontrolling interest) とよんでいる。
- (23) 大雄令純「連結会計理論再考ーFASBのDMとの関連でー」企業会計, Vol.44, No.6., 71-72頁
- (24) 同上論文, 72頁
- (25) Staub W. A., Some Difficulties Arising in Consolidated Financial Statements, *Journal of Accountancy*, Jan., 1932, p.10
- (26) 連結財務情報開示制度研究懇談会報告「連結財務諸表制度をめぐる論点」企業財務制度研究会, 1993
- (27) FASB, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements, Policy and Procedures*, Exposure Draft, Oct., 1995
- (28) 大倉雄次郎「連結会計ディスクローチャー論」中央経済社, 1998, 100頁